障害者教育・福祉学研究
第16巻，pp. 1～7（2020）

新学習指導要領における聴覚特別支援学校（聾学校）高等部国語科の評価規準の研究1

―平成11年および平成21年告示高等学校学習指導要領　評価規準の比較検討―

髙　田　直　子（愛知教育大学大学院特別支援教育科学専攻）
岩　田　吉　生（愛知教育大学特別支援教育講座）

要約　平成30年に文部科学省が新たに学習指導要領を公示した。高等学校においては令和4年度を完全実施とし，現在は移行期間となっている。従前の高等学校国語科では，教材の読解が中心の講義型に偏りがちでありであり，「話すこと・聞くこと」「書くこと」の領域の学習が十分に行われていないという課題があった。こうしたことから大幅な科目再編成が行われた。指導内容が大きく変わるとともに，評価規準も大幅に変更がされると思われる。新しい学習指導要領にふさわしい評価規準を考えるため，これまでの学習指導要領における学習評価，評価基準について比較・検討をする。

キーワード：国語科の科目再編成，評価規準，平成11年告示学習指導要領，平成21年告示学習指導要領

1．新学習指導要領における高等学校国語の課題

平成30年に文部科学省が新たに学習指導要領を告示した。高等学校においては令和4年度を完全実施とし，現在は移行期間となっている。高等学校の国語科においては，従来の内容を踏襲しながら新しい項目が再構成されている。

科目構成の改善について，中央教育審議会（2016）においては，高等学校の国語科の課題と見直しについて，次のように示している。

> 教材の読み取りが指導の中心になることが多く，国語よる主体的な表現等が重視された授業が十分にされていないこと，話し合いや論述などの「話すこと・聞くこと」，「書くこと」の領域の学習が十分に行われていないこと（後略）

また，これらの現状を踏まえ，今回の改定では，共通必修科目として「現代の国語」及び「言語文化」を設け，選択科目として「論理国語」，「文学国語」，「国語表現」及び「古典探求」がそれぞれ新設された。特に，共通必修科目の「現代の国語」及び「言語文化」は，答申に示されている課題をそれぞれ踏まえて設定された。特に「現代の国語」は次のような記述がある。

> 「現代の国語」については，主として「話し合いや論述などの『話すこと・聞くこと』，『書くこと』の領域の学習が十分に行われていない」という課題が，実社会での国語による諸活動と関係が深いことを考慮し，実社会における国語による諸活動に必要な資質・能力を育成する科目として，その目標及び内容の整合を図った。

今回の改定で，「従来の学習指導要領を踏まえる」とあるが，さらに一歩踏み込み，これからの時代に必要とされる資質・能力を養うための科目として設定されている。これはこれまでの高等学校国語科の課題の解決を図るためである。高等学校の国語科の講義型の授業に終始してしまう現状を見直し，先述した課題の解決を図るためである。そのため，「現代の国語」では，現行の「国語総合」に比べ，「話すこと，聞くこと」の内容が重視されている。指導内容が大きく変わると共に，評価規準についても大幅に変更されると考える。

表1は，2017年に出版された高等学校国語科の教科書「改訂新明解国語総合」（三省堂）の単元「新聞を持ち寄って編集しよう」の評価規準である。

表1　高等学校国語科の評価規準の例

観点	単元の目標	評価規準	評価方法
関心・意欲・態度	新聞をよく読み，色々な記事から新しい発見をしようとしている。	新聞のさまざまな箇所から記事を選択しようとしている。	行動の観察
話す・聞く	記事について考えたことをわかりやすく効果的に発表し，相手の発言についても的確に理解し，反応を返している。	内容をわかりやすく伝え，聞き手が関心をもってくれるような話し方をしている。	行動の観察
知識・理解	新聞を編集するときに記事の選択や配置が適切なものになっている。	伝えたいことが適切に表現されるような工夫がなされている。	記述の確認

2. 平成11年告示，平成21年告示の学習指導要領の評価規準の内容について

これまでの学習指導要領の改訂に伴う評価規準の経緯とその課題について探り，新学習指導要領における評価規準の作成に生かしたいと考えた。以下は，前々回，前回改訂時における評価規準の考え方についてま

とめたものである。国立教育政策研究所（2004）は，学習指導要領の改訂の際は評価規準の作成のための参考資料を発表し，具体的な評価規準は各学校で作成するように促している。

２－１．平成 11 年告示高等学校学習指導要領における評価規準

（１）評価についての考え方

平成 12 年 12 月に教育課程審議会答申「児童生徒の学習と教育課程の実施状況の評価の在り方について」（以下「答申」という）が出された。答申の提言内容のポイントは以下の通りである。

まず，評価の基本的な考え方としては，学習指導要領に示された目標に対応して実現状況をみる評価（絶対評価）を充実させ，観点別学習状況の評価を基本として児童生徒の学習の到達度を適切に評価していくことが重要となる。絶対評価の重要性が説かれた背景には，同時に「自ら学ぶ意欲や問題解決の能力，個性の伸長」を重要視するということで，個人内評価の大切さも位置付けられたことにも関連する。ここでは，集団に準拠した評価（相対評価）について否定はされていないが，あくまで目標に準拠した評価及び個人内評価が柱になると示されている。

また，指導要録の取り扱いについても，従来通りの 5 段階の目標に準拠した 5 段階評価を継続しつつも，従前のようなペーパーテスト等による知識や技能のみに偏った評定が行われることがないよう，「関心・意欲・態度」，「思考・判断」，「技能・表現」，「知識・理解」の 4 つの観点を十分に踏まえながら評定を行っていくことが書かれている。しかし，高等学校の指導要録には観点別学習状況の欄は設けず，従前の様式を維持することとされた。一方で，文部科学省においては答申の提言内容を受け，新学習指導要領（平成 11 年告　示）の下での，指導要録作成の参考となるよう平成 13 年に「指導要録の改善通知」を発出した。そこには，指導要録に記載する事項として，高等学校の各教科・科目などの学習の記録など各欄の記入方法が示されている。その中の「評定の記入」には，「一部の観点に偏した評定が行われることがないように十分留意するとともに，5 段階の各段階の評定が個々の教師の主観に流れて客観性や信頼性を欠くことのないように学校として留意すること」などが書かれている。このように，当時の指導要録の改善通知には，「目標に準拠した評価」を進めるに当たり，前出の 4 つの観点による評価を行うべきことがより明確に記述されるとともに，評価の在り方の工夫・改善を図る上の方策として，「具体的な評価規準を設定すること」が初めて取り上げられることになった。

（２）高等学校の評価規準について

評価方法等の研究開発は，国立教育政策研究所教育課程センターにて，平成 14 年 4 月に教科等ごとに検討委員会が発足され，研究が開始された。その後，同年 7 月にはこれまでの研究開発の内容をまとめた資料を教育課程研究指定校に配布し，検証を依頼した。このようにして平成 15 年には中間整理をし，その後再度研究指定校に検証を依頼した。

これらの手続きをして「評価規準作成のための参考資料」（2004）が示された。研究開発にあたって，留意された主な 4 点を以下にまとめて示す。

① 自ら学ぶ意欲や思考力，判断力，表現力などを含めた生徒の学習状況，学習の到達度を適切に評価できるようにする。評価規準は科目ごとに学習指導要領に示す内容項目等に検討を加え，「内容のまとまり」として「関心・意欲・態度」，「思考・判断」，「技能・表現」，「知識・理解」の 4 つの観点ごとに「内容のまとまりごとの評価規準及びその具体例」を作成することとした。

② 指導に生かす評価を充実させる（指導と評価の一体化）を目指す。評価は，学習の結果に対してだけでなく，学習指導の過程における評価の工夫を進めることが大切であると提言されている。

③ 各学校で活用でき，指導の改善に生かすことができるということ。そのためには，あまりに細部にわたる，または複雑な評価方法を採用し，教員の負担増大にならないようにすること。

④ 保護者や生徒にとって理解しやすい表現になるようにすること。目標に準拠した評価を重視し，評価の信頼性を確保する上で，学校としてどのような評価規準，評価方法を行ったのかを保護者や生徒に説明し，教員間で共通理解を図っていくことが大切である。

以上が，「国立教育政策研究所教育課程センター　評価規準の作成，評価方法の工夫改善のための参考資料　研究指定校関係資料総則　平成 16 年」からのまとめである。

（３）国語科の評価規準の作成について

次に示すのは「国立教育政策研究所教育課程センター　平成 14，15 年研究指定校関係資料」の「第一章　国語」についての資料のまとめである。（以下「参考資料」という）

【教科目標】

国語を適切に表現し的確に理解する能力を育成し，伝え合う力を高めるとともに，思考力を伸ばし，心情を豊かにし，言語感覚を磨き，言語文化に対する関心を深め，国語を尊重してその向上を図る態度を育てる。

【評価の観点及びその趣旨】

表 2 は，高等学校国語科の評価の観点である。

表２　高等学校国語科　評価の観点

関心・意欲・態度	国語や言語文化に対する関心を深め，国語を尊重してその向上を図り，進んで表現したり理解したりするとともに伝え合おうとする。
話す・聞く能力	自分の考えをまとめたり深めたりして，目的や場面に応じ，筋道を立てて話したり的確に聞き取ったりする。
書く能力	自分の考えをまとめたり深めたりして，相手や目的に応じ，筋道を立てて適切に文章を書く。
読む能力	自分の考えを深めたり発展させたりしながら，目的に応じて様々な文章を的確に読み取ったり読書に親しんだりする。
知識・理解	表現と理解に役立てるための音声，文法，表記，語句，語彙，漢字等を理解し，知識を身に付けている。

観点別学習状況の評価の観点は，上記の４観点を基本としている。各教科の観点の具体的な示し方については，それぞれの教科の目標や内容を考慮して定められている。国語の場合は，言語で考えて表現したり，理解したりすることが基本的な学習活動であるため，言語による「思考・判断」と言語の「技能・表現」とは密接な関係にあり，個々に分けて評価することは困難である。従来からの４観点のうち「思考・判断」「技能・表現」の２観点について，生徒の目標の実現状況をより適切に評価するため，国語科の領域ごとの能力の観点として再編して示され，従前の学習指導要領のもとでは，「表現の能力」「理解の能力」となっていた。平成11年告示高等学校学習指導要領もこの考え方を継承しているが，高等学校国語の領域構成が変更されたことを踏まえ，「話す・聞く能力」「書く能力」「読む能力」の３観点で構成することとなった。従って評価の観点としては「関心・意欲・態度」「話す・聞く能力」「書く能力」「読む能力」「知識・理解」の５観点となる。なお，必修科目である「国語総合」における，学習指導要領の内容のまとまりは，「Ａ話すこと・聞くこと」「Ｂ書くこと」「Ｃ読むこと」とし，関連する事項を含めている。参考資料の「国語総合」では，単元の事例を紹介している。

以下，資料１に単元事例の国語総合「書くこと」について記述する。

資料１　単元事例　国語総合「書くこと」
単元名「意見文（投書文）を書く」

１　単元の目標

①　相手や目的に応じ題材を選び，伝えようとする意志をもって意見をまとめようとする態度を身に付ける。（関心・意欲・態度）

②　自分の意見を相手に納得させるために，内容を明確にした，しっかりした組み立ての文章を書く。（書く能力）

③　意見文を書くのに役立つ考察の型や論理的な文章展開の型を理解する。（知識・理解）

参考：単元の目標を設定するために
次の＊は，内容のまとまりごとの学習指導要領の内容（指導事項）を重点化し，単元の目標を設定していく道筋を示している。

＊内容のまとまりごとの学習指導要領の内容
（ア～ウ）とその評価規準（表３）

【学習指導要領の内容】

ア　相手や目的に応じて題材を選び，効果的な文章を考えて書くこと。

イ　論理的な構成を工夫して，自分の考えを文章にまとめること。

ウ　関連する（言語事項）を含む。

表３　高等学校国語科の評価規準

関心・意欲・態度	相手や目的に応じて題材を選び，自分の考えを文章にまとめたり，効果的な表現を考えて書いたりしようとしている。
書く能力	・相手や目的に応じて題材を選んでいる。 ・相手や目的に応じて効果的な表現を考えて書いている。 ・論理的な構成を工夫して，自分の考えを文章にまとめている。 ・書くことに役立てるために，優れた表現に接してその条件を考えている。 ・優れた表現を自分の表現に役立てている。
知識・理解	・文や文章の組み立て，語句の意味，用法及び表記などを理解し，語彙を豊かに身に付けている。 ・主な常用漢字について，適切な使い方を身に付けている。 ・国語の成り立ちや特質，言語の役割などについて理解している。

＊この単元で取り上げる学習指導要領の内容
（イ）とその評価規準（表４）

【学習指導要領の内容】

イ　論理的な構成を工夫して，自分の考えを文章にまとめること。

表４　「書くこと」の単元の評価規準

関心・意欲・態度	相手や目的に応じて題材を選び，自分の考えを文章にまとめようとしている。
書く能力	論理的な構成を工夫して，自分の考えを文章にまとめている。
知識・理解	文や文章の組み立て，語句の意味，用法及び表記などを理解し，語彙を豊かに身に付けている。

また，表５は，表４「書くこと」の単元の評価規準を基に設定された具体的な評価規準である。

表５　学習活動における具体的な評価規準

関心・意欲・態度	目的にふさわしい題材を選び，伝えようとする意志をもって，意見をまとめようとしている。
書く能力	・自分の意見をまとめ，それを支える論拠を明確にしている。 ・自分の意見を明確に示した，しっかりした組み立ての文章を書いている。
知識・理解	意見文を書くのに必要な考察の型や論理的な文章展開の型を理解している。

２－２. 平成 21 年告示高等学校学習指導要領における評価規準

（１）学習指導要領改訂の背景と評価の考え方

平成 21 年に告示された学習指導要領では，改正された教育基本法の理念に則り，「生きる力」の育成や，知識・技能の習得と思考力・判断力・表現力等の育成のバランスの重視や道徳教育や体育などの充実により，豊かな心や健やかな体の育成をねらいとしていた。

次は，「国立教育政策研究所教育課程センター　評価規準の作成，評価方法の工夫改善のための参考資料　平成 24 年」の内容を以下に示す。平成 21 年に告示された学習指導要領の下での学習評価については，平成 22 年 3 月の中央教育審議会の報告で，目標に準拠した評価を着実に実施することとされている。また，同年 5 月の文部科学省初等中等教育長通知では，観点別学習状況の評価の観点とその趣旨等が示されている。この参考資料は，これらの報告や通知を踏まえ，各学校，各教科の教員が学習評価を進めるための参考として作成されたものである。

ここでの学習評価に関する基礎事項としては，「今般の新しい学習指導要領における学習評価については，引き続き目標に準拠した評価と観点別学習状況の評価を着実に実施すること」と記述があるように，平成 11 年度の学習指導要領の改訂に伴う指導要録の見直しや観点別評価については，科目のねらいや特性を勘案した具体的な評価基準を設定して行うことを，引き続き求める形となっている。さらに本編で，新しい学習指導要領を踏まえた学習評価を進めていくためのポイントとして，以下のように記述されている。

１）学習評価の基本的な考え方

平成 22 年 3 月に中央教育審議会初等中等教育分科会報告（以下報告）において次のように示されている。

・目標に準拠した評価による観点別学習状況の評価や評定の着実な実施，学習評価の在り方の大枠は維持し，深化を図る。

・小・中学校の学習評価では，観点別学習状況の評価の着実な浸透が見られるが，高等学校の学習評価では，観点別学習状況の評価を踏まえた学習評価を行い，授業改善につながる努力をしている学校がある一方で，ペーパーテストを中心として，平常点を加味した，成績付けのための評価にとどまっている学校もあるとの指摘がある。（文部科学省の学習指導と学習評価の調査より）

・学習評価における観点について新しい学習指導要領を踏まえ，「改善通知」に示された評価の観点の趣旨は以下の通りである。

①「関心・意欲・態度」　従前通り

②「思考・判断・表現」

ここでの「表現」は，基礎的・基本的な知識・技能を活用しつつ，各教科の内容に即して考えたり，判断したりして評価したりしたことを，説明・論述・討論などの言語活動等を通じて評価することを意味している。つまりこれまでの「技能・表現」で評価されていた「表現」ではなく，思考・判断した過程や結果，言語活動等を通じて児童生徒がどのように表出しているかを内容としている。

③「技能」

従前の「技能・表現」が対象としていた内容を引き継ぐことになる。例えば資料を読み，情報を選択する「技能」とそれらをまとめて図表などにする「表現」を「技能・表現」として評価していきたがこの「表現」を含む観点として設定されている。

④「知識・理解」従前通り

①～④の観点を踏まえ，評定にあたっては，知識や技能のみの評価など一部の観点に偏ることなく，「関心・意欲・態度」，「思考・判断・表現」，「技能」及び「知識・理解」といった観点による評価を十分踏まえながら，妥当性や信頼性を欠くことないように留意する必要がある。

２）目標に準拠した学習評価（観点別評価）のメリット

今般，高等学校に在籍する生徒は多様な特性をもっており，興味・関心や学力も多様化している。その実情の中で，確実に学力を付けさせるためには，適切な目標を設定し，日々指導を工夫することが必要である。生徒の実現状況に基づいた指導の工夫を行うには，目標に準拠した学習評価によって観点別状況の評価を行うことが適している。また，今後のグローバル社会においては知識・技能だけではなく，それらを活用して課題を見出だし，解決するための思考力・判断力・表現力・コミュニケーション能力，意欲等が重視され，大学や企業等では，多面的な観点から学生や社員を求めるようになってきている。そのような観点からも，自分の考えを的確に表現する力を適切に伸ばしていくことは，大学等の高等学校卒業生の受け入れ側において生徒たちに多様な資質能力を求めていることに応えることにもあり，生徒の様々な進路希望の実現に役立つことにもなる。

３）目標に準拠した評価を進めていくに際しての評価規準の設定

・目標に準拠した評価を着実に実施するためには，領域や内容項目レベルの学習のねらいが明確になっていること，学習指導のねらいが生徒の学習状況として，どのような状態になっているかが具体的に想定されていることが必要である。この状況を具体的に示したものが評価規準で各学校において設定されるものである。

・各学校において，学習評価を行うために評価規準を

設定することは，学習状況を判断する目安が明瞭となり，指導と評価を確実に実施することにつながる。

・当該参考資料「評価規準の作成，評価方法等の工夫改善のための参考資料」の本編には，各学校において評価規準を設定する際の参考となるよう「評価規準に盛り込むべき事項」及び「評価規準の設定例」を掲載している。これらは，評価の観点別に「おおむね満足できる」状況を示すものである。この状況を実現していれば「おおむね満足できる」状況であり，実現していなければ「努力を要する」状況となる。さらに「おおむね満足できる」学習状況について，質的な高まりや深まりをもっていると判断されるとき，「十分満足できる」という評価になる。

4）評価の実際と工夫改善の進め方

・評価方法については，各学校で各教科・科目の学習活動の特質，評価の観点や評価規準，評価の場面や生徒の発達の段階に応じて，観察，生徒との対話，ノートなど様々な評価方法の中から，その場面における生徒の学習状況を的確に評価できる方法を選択していくことが必要である。なお，ペーパーテストは，有効な評価方法であるが，その結果が目標に準拠した評価における学習状況の全てではない。

・各学校で年間指導計画を検討する際，各々の単元（題材）において観点別学習状況の評価に係る時期や方法を観点ごとに整理しておくことが大切である。これは必要以上に評価のための資料収集や分析に時間をかけることを防ぐことができ，効果的・効率的な学習評価を行えると考えられる。

・評価の工夫改善においては，学習評価をその後の学習指導の改善に生かし，学校における教育活動全体の改善と結びつけることが重要である。その際は，学習指導の過程や結果を継続的，総合的に把握することが必要である。

・また，文部科学省平成22年5月初等中等教育局長通知「小学校，中学校，高等学校及び特別支援学校における児童生徒の学習評価及び指導要録の改善等について」では，学校や設置者において，学習評価の妥当性，信頼性を高める取組を求めている。さらに，妥当性，信頼性を高めるには，指導の目標及び内容と対応した形で評価規準を設定することや評価方法を工夫する必要があること，特に評価方法を検討する際には，評価の観点で示される資質や能力等を評価するために，ふさわしい方法を選択することが大切であると書かれている。そして，評価方法を評価規準と組み合わせて設定することが必要であり，評価規準と対応するよう評価方法を準備することが，評価方法の妥当性，信頼性を高めるものとしている。

以上が，「国立教育政策研究所教育課程センター評価規準の作成，評価方法の工夫改善のための参考資料　第1編総説　平成24年7月」からのまとめである。

（3）高等学校国語科の評価規準について

次に示すのは，「国立政策教育研究所教育課程センター（2012）評価規準の作成，評価方法の工夫改善のための参考資料　第2編国語科における評価規準の作成，評価方法の工夫改善」についてのまとめである。

【教科目標】

国語を適切に表現し，的確に理解する能力を育成し，伝え合う力を高めるとともに，思考力や想像力を伸ばし，心情を豊かにし，言語感覚を磨き，言語文化に対する関心を深め，国語を尊重してその向上を図る態度を育てる。

【評価の観点及びその趣旨】

表6は高等学校国語科の評価観点である。

表6　高等学校国語科の評価の観点

関心・意欲・態度	国語で伝え合う力を進んで高めるとともに，言語文化に対する関心を深め，国語を尊重してその向上を図ろうとする。
話す・聞く能力	目的や場に応じて効果的に話し的確に聞き取ったり，話し合ったりして，自分の考えをまとめ，深めている。
書く能力	相手や目的，意図に応じた適切な表現による文章を書き，自分の考えをまとめ，深めている。
読む能力	文章を的確に読み取ったり，目的に応じて幅広く読んだりして，自分の考えを深め，発展させている。
知識・理解	伝統的な言語文化及び言葉の特徴やきまり，漢字などについて理解し，知識を身に付けている。

観点別学習状況の評価の観点は，上記の4観点を基本としている。各教科の観点は，教科の特性やこれまでの実践の蓄積を踏まえて設定している。国語は従前と同じく「国語総合」の領域による能力の観点とし，「関心・意欲・態度」，「話す・聞く能力」，「書く能力」，「読む能力」，「知識・理解」の5観点とした。これは，言語による「思考・判断・表現」と，言語の「技能」とは密接，不離の関係にあり，個々に分けて評価することは困難であることによる。

なお，必修科目である「国語総合」における，学習指導要領の内容のまとまりは，「A　話すこと・聞くこと」「B書くこと」「C読むこと」とされ，関連する事項を含めている。〔伝統的な言語文化と国語の特質に関する事項〕については，「A話すこと･聞くこと」，「B書くこと」，「C読むこと」の各内容のまとまりの中に，関連する事項が含まれている。参考資料では，「国語総合」では，単元の事例を紹介しているが，以下，表7に学習指導要領の内容と，「書くこと」についての単元における評価規準，単元事例をまとめたもの（資料2）を記述する。

表７．学習指導要領の内容（書くこと）

ア	相手や目的に応じて題材を選び，文章の形態や文体，語句などを工夫して書くこと。
イ	論理の構成や展開を工夫し，論拠に基づいて考えを文章にまとめること。
ウ	対象を的確に説明したり描写したりするなど，適切な表現の仕方を考えて書くこと。
エ	優れた表現に接してその条件を考えたり，書いた文章について自己評価や相互評価を行ったりして，自分の表現に役立てるとともに，ものの見方，感じ方，考え方を豊かにすること。

【学習指導要領の内容】

（１）次の事項について指導する。

（２）（１）に示す事項については，例えば次のような言語活動を通して指導するものとする。

表７に示された事項については，例えば，表８のような言語活動を通じて指導するものとされている。また，「書くこと」の評価規準に盛り込むべき事項として掲載されている内容について，表９に示した。

表８．言語活動の例

ア	情景や心情の描写を取り入れて，詩歌をつくったり随筆などを書いたりすること。
イ	出典を明示して文章や図表などを引用し，説明や意見などを書くこと。
ウ	相手や目的に応じた語句を用い，手紙や通知などを書くこと。

表９．「書くこと」の評価規準に盛り込むべき事項

関心・意欲・態度	・相手や目的に応じて題材を選ぼうとしている。 ・文章の形態や文体・語句などを工夫しようとしている。 ・論理の構成や展開を工夫しようとしている。 ・論拠に基づいて自分の考えを文章にまとめようとしている。 ・対象を的確に説明したり描写したりするなど，適切な表現の仕方を考えて書こうとしている。 ・優れた表現に接してその条件を考えたり，書いた文章について自己評価や相互評価を行ったりして，自分の表現に役立てようとしている。 ・優れた表現に接してその条件を考えたり，書いた文章について自己評価や相互評価を行ったりして，ものの見方，感じ方，考え方を豊かにしようとしている。
書く能力	・相手や目的に応じて題材を選んでいる。 ・文章の形態や文体，語句などを工夫して書いている。 ・論理の構成や展開を工夫して書いている。 ・論拠に基づいて自分の考えを文章にまとめている。 ・対象を的確に説明したり描写したりするなど，適切な表現の仕方を考えて書いている。・優れた表現に接してその条件を考えたり，書いた文章について自己評価や相互評価を行ったりして自分の表現に役立てている。 ・優れた表現に接してその条件を考えたり，書いた文章について自己評価や相互評価を行ったりしてものの見方，感じ方，考え方を豊かにしている。
知識・理解	・国語における言葉の成り立ち，表現の特色及び言語の役割などを理解している。 ・文や文章の組み立て，語句の意味，用法及び表記の仕方などを理解し，語彙を豊かにしている。 ・常用漢字の読みに慣れている。 ・主な常用漢字が書けている。

資料２　単元事例　国語総合「書くこと」

単元名「自分の書いた文章を他の文章と比較してよいものにする」

１　単元の目標

①　優れた表現に接してその条件を考えたり書いた文章について自己評価や相互評価を行ったりして，自分の表現に役立てるとともに，ものの見方，感じ方，考え方を豊かにしようとする。

②　国語における言葉の成り立ち，表現の特色及び言語の役割などを理解する。

以下，表10は単元における具体的な評価規準である。

表10．具体的な評価規準

関心・意欲・態度	表現の仕方ついての評価を通して得たことを，論理構成や展開を工夫して書くことに生かし，説得力のある文章にしようとしている。
書く能力	表現の仕方についての評価を通して得たことを，論理の構成や展開を工夫していくことに生かし，説得力のある文章にしている。
知識・理解	文章の内容や形態ごとに，それぞれに固有の表現の技法や語句の用い方などがあることについて理解している。

3．平成11年改訂，平成21年改訂の学習指導要領の評価規準の比較

表11は，これまで述べてきた前々回，前回改訂の学習指導要領における評価の比較についてまとめたものである。

「国立教育政策研究所教育課程センター平成14，15年研究指定校関係資料」の「第一章　国語」に比べ，「国立教育政策研究所教育課程センター（2004）評価規準の作成，評価方法の工夫改善のための参考資料第２編　国語科における評価規準の作成，評価方法の工夫改善」においては，評価規準に盛り込むべき事項や設定例が細かく例示されており，単元の事例でもより具体的に評価規準が書かれ，学習の展開と評価の在り方がわかりやすくまとめられている。これは，観点別の評価の浸透が，小中学校のそれと比べ，高等学校ではまだ十分でないという背景もあるのか，「評価の妥当性，信頼性」が繰り返し説かれ，適切な評価の在り方を学校現場に説いていることも考えられる。

今後は，平成11年告示，21年告示の学習評価，評価規準の課題や，新学習指導要領の考え方を踏まえ，新しい評価規準の検討をしていくことが必要である。

表 11．平成 11 年改訂と平成 21 年改訂の学習指導要領の学習評価の変遷

	平成 11 年改訂・学習評価	平成 21 年改訂・学習評価
学習指導要領改訂のねらい	・学校完全週 5 日制下での基礎基本的な内容の確実な習得 ・自ら学び自ら考える「生きる力」の育成を目指す。	・教育基本法改正で明確になった教育理念を踏まえ「生きる力」の育成を目指す。 ・体育，道徳教育の充実。
学習評価の考え方	・目標に対する実現状況を見る評価（絶対評価）を目指す。 ・集団に準拠した評価（相対評価）について記載があるが，あくまでも目標に準拠した評価と個人内評価を目指す。	・前回改訂を踏襲，深化。 ・集団の準拠した評価についての記載はない。
観点別学習状況の観点	①関心・意欲・態度，②思考・判断，③技能・表現，④知識・理解の 4 観点	①関心・意欲・態度，②思考・判断・表現，③技能及び知識・理解の 3 観点
評価規準の設定・役割	・生徒の学習状況，到達度を適切に評価。 ・指導の改善充実に生かす。	前回改訂を踏襲
指導要録への記載	観点別学習状況記載なし	前回改訂を踏襲
国語科の評価の観点	①関心・意欲・態度，②話す・聞く能力，③書く能力，④読む能力，⑤知識・理解	前回改訂を踏襲

4. 引用文献

中央教育審議会（2010） 初等中等教育分科会 教育課程部報告（平成 22 年 3 月）

中央教育審議会答申（2016）「幼稚園，小学校，中学校，高等学校及び特別支援学校の学習指導要領の改善の及び必要な方策について」（平成 28 年）

教育課程審議会答申（2000）「児童生徒の学習と教育課程の実施状況の評価の在り方について」（平成 12 年 12 月）

文部科学省（1999） 高等学校学習指導要領

文部科学省（2004） 国立教育政策研究所教育課程センター 評価規準の作成，評価方法の工夫改善のための参考資料（高等学校）評価規準，評価方法等の研究開発（報告） 平成 14 年，15 年研究指定校関係資料（平成 16 年）

第 1 編 総説 第 2 編 第 1 章国語

文部科学省（2009） 高等学校学習指導要領

文部科学省局長通知（2010）「小学校，中学校，高等学校及び特別支援学校における児童生徒の学習評価及び指導要録の改善等について」（平成 22 年 5 月）

文部科学省（2012） 国立教育政策研究所教育課程センター 評価規準の作成，評価方法等の工夫改善のための参考資料（高等学校 国語）（平成 24 年 7 月）

第 1 編 総説 第 2 編 国語科における評価規準の作成方法

文部科学省（2018） 国語編 高等学校学習指導要領解説

三省堂（2017）改訂新明解国語総合 評価規準 30